

薬食発0812第35号
平成26年8月12日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法関係手数料令等の一部改正について

昨年11月27日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)に伴い、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」(平成26年政令第269号。以下「改正政令」という。)及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第87号。以下「改正省令」という。)が平成26年7月30日に公布され、平成26年11月25日から施行することとされたところです。

改正政令第2条において薬事法関係手数料令(平成17年政令第91号)の、改正省令第15条において薬事法関係手数料規則(平成12年厚生省令第63号)の一部改正が行われたところですが、これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいいたします。

なお、新旧の手数料の額については、別添を参照して下さい。

記

第1 薬事法関係手数料令等の一部改正の基本的考え方

改正法により、医療機器及び体外診断用医薬品のQMS調査(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準への適合性調査をいう。以下同じ。)の見直しを行ったこと、医療機器等の製造業を登録制に改めたこと、再生医療等製品を新たに定義付けたこと等に伴い、医療機器、体外診断用医薬品

神奈川県
薬

第 2014.8.14 号

受印

及び再生医療等製品に係る手数料について、所要の改正を行うとともに、題名の改正等の規定の整備を行うものであること。

なお、各手数料の額は、実際に審査等の業務に要する費用（申請一件に要する費用を積み上げたもの）を基に算定したものであること。また、当該費用のうち人件費及び物件費については、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の組織単価に所要時間を乗じて算出し、それ以外の費用は実費相当額としているものであること。ただし、審査業務に要する費用については、できる限り合理化に努めたものであること。

第2 薬事法関係手数料令及び薬事法関係手数料規則の一部改正関係

I 国に納める手数料

1 医薬品及び医薬部外品に係る手数料

(1) 防除用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料

ねずみ、はえ等の防除の目的のために使用される医薬品（殺虫剤等）の製造販売の承認の申請に係る手数料について、他の医薬品とは別に新たに区分を設けること。（改正政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成17年政令第91号）（以下「新手数料令」という。）第7条第1項第1号イ(11)から(13)まで及び第2号イ(24)関係）

(2) 医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る手数料

医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る手数料について、既承認医薬部外品とは有効成分や効能・効果等が異なる医薬部外品の区分を新たに設けるとともに、防除用医薬部外品について他の医薬部外品とは別に新たに区分を設けること。（新手数料令第7条第1項第1号ロ及び第2号ロ関係）

(3) その他

医薬品の承認前試験に係る手数料の金額について、試験に要する薬品等の価格の上昇に伴い、増額すること。（新手数料令第7条第4項関係）

2 医療機器及び体外診断用医薬品に係る手数料

(1) 製造業の登録の更新の申請に係る手数料

外国から本邦に輸出される医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）について、医療機器等の製造業の登録の更新の申請に係る手数料を定めること。（新手数料令第11条関係）

なお、医療機器等の製造業の登録の新規申請については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）によること。

(2) 医療機器の製造販売の承認の申請に係る手数料

「既承認医療機器」から、「承認時に使用成績評価の対象として指定された医療機器であって、調査期間を経過していないもの」を除くこと。(新手数料令第12条第1項第1号イ(1)関係)

また、承認申請の際に臨床試験の試験成績に関する資料が必要な医療機器について、厚生労働省令で定める資料（臨床試験の試験成績に関する資料に代替するものとして厚生労働大臣が認める資料）を添付して申請することも可能とし、臨床試験の試験成績に関する資料を添付して提出する場合と同額の手数料を納めなければならないこととすること。(新手数料令第12条第1項第1号イ(2)等、改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成12年厚生省令第63号）（以下「新手数料規則」という。）第3条関係)

(3) 体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料

承認審査に係る基準が定められているか否か、当該申請の際に臨床性能試験の試験成績に関する資料を添付して申請する必要があるか否か等によって、体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料の区分を細分化すること。(新手数料令第12条第1項第1号ロ関係)

(4) 医療機器等の一部変更の承認の申請に係る手数料

医療機器等の一部変更について、①製造所、有効期間又は販売名のみが変更される場合と、②それ以外の場合とで、一部変更の承認の申請に係る手数料の区分を分けるとともに、①の場合については、これらの審査に要する実費を踏まえ、手数料を減額すること。(新手数料令第12条第1項第2号、新手数料規則第5条関係)

(5) 使用成績評価の申請に係る手数料

医療機器等の使用成績評価の申請に係る手数料の規定を新たに設けること。(新手数料令第14条)

(6) その他

体外診断用医薬品の承認前試験に係る手数料の金額について、試験に要する薬品の価格の上昇に伴い、増額すること。(新手数料令第12条第4項関係)

3 再生医療等製品に係る手数料

改正法の施行に伴い、再生医療等製品に係る手数料の規定を新たに設けることとなるが、現在承認を受けている製品や今後承認申請が見込まれる製品の状況等を踏まえ、医療機器に係る手数料の金額をベースに設定すること。

具体的には、以下の取扱いに留意すること。

(1) 製造販売の承認の申請に係る手数料

承認審査に必要な資料の内容等を踏まえ、これに必要な実費を考慮して、以下のとおり区分を設けること。(新手数料令第22条第1項第1号関係)

- ① ②及び③以外の再生医療等製品
- ② 条件及び期限付き承認を受けた再生医療等製品について、当該期限内に改めて承認申請をする場合における当該再生医療等製品
- ③ 既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と名称のみが異なる再生医療等製品

II 機構に納める手数料

1 医薬品及び医薬部外品に係る手数料

(1) 防除用医薬品及び医薬部外品の承認審査等に係る手数料

Iの1(1)及び(2)の改正と合わせて、所要の改正を行うこと。(新手数料令第32条第1項第1号イ(12)から(14)まで及び第2号イ(11)、第32条第1項第1号ロ及び第2号ロ関係)

(2) 後発医療用医薬品等に係る手数料

後発医療用医薬品の新規承認申請及び後発医薬品等の一部変更（効能、効果等の変更であって、一定の基準に基づいて有効性及び安全性を確認することができないものを除く。）の承認審査及び承認審査時の書面調査について、これらに必要な実費を踏まえ、手数料の金額を増額すること。(新手数料令第32条第1項第1号イ(9)並びに第2号イ(7)及び(8)並びに第2項第1号リ及び第2号ト関係)

(3) 要指導医薬品及び一般用医薬品に係る手数料

要指導医薬品及び一般用医薬品の承認審査時の書面調査及びG C P調査（臨床試験の実施の基準に係る調査をいう。以下同じ。）について、調査の実態や調査に要する実費を踏まえ、これらの調査に係る手数料の区分を設定すること。(新手数料令第32条第2項第1号リ及び第2号ト並びに第4項第2号イ(5)及び(6)並びにロ(5)及び(6)関係)

(4) 承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。

再審査時の書面調査についても同様とすること。

(新手数料令第32条第3項及び第11項関係)

(5) 一部変更承認審査時のGCP調査に係る手数料

医薬品の一部変更承認審査時のGCP調査について、調査の実態や調査に要する実費を踏まえ、これに係る手数料の区分を設定すること。(新手数料令第32条第4項第2号ロ関係)

(6) 承認審査時のGMP調査に係る手数料

滅菌医薬品等の承認審査時のGMP調査（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性の調査をいう。）について、調査に要する実費を踏まえ、手数料の金額を増額すること。(新手数料令第32条第5項関係)

2 医療機器及び体外診断用医薬品に係る手数料

(1) 承認審査等に係る手数料

新医療機器について、審査体制の強化の観点から、承認審査に係る手数料を増額すること。また、調査に要する実費を考慮して、書面調査に係る手数料の金額を増額すること。(新手数料令第33条第1項第1号イ(1)及び(3)並びに第2項第1号イ関係)

(2) 承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。使用成績評価時の書面調査についても同様とすること。(新手数料令第33条第3項及び第14項関係)

(3) QMS調査に係る手数料(新手数料令第33条第5項から第8項まで関係)

改正法におけるQMS調査の見直しに伴い、QMS調査に係る手数料について、当該製品の製造工程全体について、当該製品の特性、調査対象となる登録製造所又は登録製造所以外の施設（以下「製造所等」という。）の数及びその製造行為の内容等を勘案して、以下のとおり設定すること。

① QMS調査の区分を以下のとおり設けること。

- ・ 承認時のQMS調査（第5項第1号）

- ・ 一部変更の承認時のQMS調査（第5項第2号）
- ・ 承認から5年ごとに行う定期のQMS調査（第5項第3号）

② 手数料は、①の各区分について、次の算式により算定された額とすること。

(ア基本手数料等)+(イ調査対象製造所等に係る手数料)+(ウ専門分野割増手数料)+(エ実地調査手数料+旅費実費(外国出張の場合のみ))

ア 基本手数料等は、基本手数料の50,400円に、次の区分に応じて定める額を加算した額とすること。(新手数料令第33条第5項第1号イ、第2号イ、第3号イ関係)

- ・ 生物由来製品
- ・ 新医療機器(承認時のQMS調査のみ)
- ・ 特定高度管理医療機器
- ・ その他の医療機器
- ・ 体外診断用医薬品

なお、改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「新法」という。)第23条の2の5第8項の規定により行うQMS調査については、基本手数料は0円とすること。

イ 調査対象製造所等に係る手数料は、以下に掲げる製造所等の区分に応じて定める額に、それぞれの区分に属する調査対象の製造所等の施設の数を乗じて得た額の合計額とすること。なお、一の製造所等が複数の製造所等の区分に該当する場合には、当該製造所等の区分に応じて定める額は、該当する区分のうち最も高額な額とすること。(新手数料令第33条第5項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ関係また、登録製造所以外の施設についても調査を行う場合があること。)

- ・ 設計をする登録製造所
- ・ 組立等の厚生労働省令で定める製造工程をする登録製造所
- ・ 滅菌をする登録製造所
- ・ その他の登録製造所(最終製品の保管をする登録製造所等)
- ・ 登録製造所以外の製造所
- ・ 製造所以外の試験検査施設

なお、「組立等の厚生労働省令で定める製造工程」は、次に掲げる医療機器等の種類に応じて、それに掲げる製造工程を行う製造所とすること。(新手数料規則第7条関係)

- ・ 一般医療機器以外の医療機器にあっては、主たる組立てその他の主たる製造工程
- ・ 製造販売の承認又は認証を要する体外診断用医薬品（放射性体外診断用医薬品を含む。）にあっては、反応系に関与する成分の最終製品への充填工程

ウ 専門分野割増手数料は、QMS調査に当たって特別な専門的知識が必要となる場合に、該当する専門分野の該当数に応じて追加の手数料を加算するものであること。具体的には、以下の条件に該当するときは、47,500円に、該当する条件の数を乗じて得た額を加算すること。(新手数料令第33条第6項、新手数料規則第8条関係)

- ・ 当該医療機器等が電気等を利用する超小型（直径が3mm以下で、かつ、その部品の直径が1mm以下）のもの（いわゆるマイクロマシン）であるとき
- ・ 当該医療機器等の製造工程においてナノ材料（縦、横又は高さのいずれかが1nm以上100nm以下の物質から成る材料）を使用するとき
- ・ 医療機器の原材料の一部として医薬品又は再生医療等製品が組み込まれたもの
- ・ 特定生物由来製品たる医療機器
- ・ 医療機器の全てが、最終的に人体に吸収されることが想定されるもの（特定生物由来製品を除く。）
- ・ 特定医療機器
- ・ 生物由来製品（特定生物由来製品を含む。）たる体外診断用医薬品

エ 機構職員が出張する場合の実地調査手数料は、調査に要した日数に応じて、次の区分のとおりとすること。所要日数は、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を基に算定すること。なお、海外出張の場合は、別途、機構職員の旅費相当額を徴収すること。(新手数料令第33条第7項関係)

- ・ 国内の場合 212,400円×所要日数
- ・ 海外の場合 179,500円×所要日数+機構職員の旅費相当額

③ 一の製造販売業者が同時に複数の品目についてQMS調査の申請を行う場合は、申請に係る品目の区分や、調査対象製造所等の重複の状況を勘案して、以下の手数料の一部を減額すること。（新手数料令第33条第8項、新手数料規則第9条関係）

- ・ 出張旅費
- ・ 承認から5年ごとに行うQMS調査にあっては、医療機器又は体外診断用医薬品の区分ごとに加算される手数料（②のア）
- ・ 承認から5年ごとに行うQMS調査にあっては、調査対象製造所等に係る手数料（②のイ）

（4）輸出用の医療機器等のQMS調査に係る手数料

改正法において、輸出用の医療機器等については、改正前と同様にQMS調査を製造所ごとに行うこととしたことに伴い、当該QMS調査に係る手数料についても、個々の製造所ごとに、当該製造所における製造行為の内容を勘案して手数料を設定すること。（新手数料令第33条第9項から第11項まで関係）

（5）基準適合証の書換え交付及び再交付の申請に係る手数料

改正法及び改正政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）の規定に基づき、機構がQMS調査の基準適合証の書換え交付及び再交付を行う場合の手数料について設定すること。（新手数料令第33条第15項関係）

3 再生医療等製品に係る手数料

再生医療等製品に係る機構に納める手数料について、Iの3と同様に新たに設定すること。併せて、以下の取扱いに留意すること。

（1）承認審査時等の書面調査に係る手数料

承認審査の際に、機構が書面調査のために職員を外国にある施設の所在地に出張させる必要がある場合には、その旅費相当額を納めなければならないものとすること。再審査時の書面調査についても同様とすること。

（新手数料令第35条第3項及び第11項関係）

（2）承認審査時のG P S P調査に係る手数料

条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品について、当該期限内に改めて承認申請を行った場合における承認審査においては、新法第23条の26第5項の規定に基づき、G C P調査に代わって、G P S P調査（使用成

績に関する資料等が基準に従って収集され、かつ、作成されたものかどうかについての実地の調査をいう。) が行われることとなる。このため、再生医療等製品の承認審査時の実地調査に係る手数料の区分として、G L P 調査及びG C P 調査に加え、G P S P 調査の区分を設けること。(新手数料令第35条第4項第3号関係)

以上

医薬品等手数料一覧(国)

項目	現行		項目	改正後	
	金額	単位		金額	単位
製造販売業許可更新			製造販売業許可更新		
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	13,500	円	動物用医薬品・動物用医療部外品	15,200	円
			動物用医療機器・動物用体外診断用医療品	15,200	円
			動物用医療機器	15,200	円
製造業許可更新			製造業許可更新(医療機器・体外診断用医薬品は重複更新)		
医薬品	30,100	円	医薬品	30,100	円
医療機器	30,100	円	医療機器	30,100	円
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	13,600	円	動物用医薬品・動物用医療部外品	15,200	円
			動物用医療機器・動物用体外診断用医療品	15,200	円
			動物用再生医療等製品	15,200	円
製造業許可区分更替			製造業許可区分更替許可		
医薬品	30,100	円	医薬品	30,100	円
医療機器	30,100	円	医療機器	30,100	円
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	25,800	円	再生医療等製品	30,100	円
			動物用医薬品・動物用医療部外品	15,200	円
			(動物用医療機器)	15,200	円
			動物用再生医療等製品	15,200	円
外国製造業認定			外国製造業認定		
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	外国旅費	54	動物用医薬品・動物用医療部外品	外国旅費	54
			動物用医療機器	外国旅費	119
外国製造業認定更新			外国製造業認定更新(医療機器・体外診断用医薬品は重複更新)		
医薬品	23,400	円	医薬品	23,400	円
医療部外品	23,400	円	医療部外品	23,400	円
医療機器	23,400	円	医療機器・体外診断用医薬品	23,400	円
			再生医療等製品	23,400	円
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	13,600+外国旅費	56①四・②	動物用医薬品・動物用医療部外品	15,100+外国旅費	56①三・②
			動物用医療機器・動物用体外診断用医療品	15,100	円
			動物用再生医療等製品	15,100+外国旅費	56②二・③
外国製造業認定区分更替更定			外国製造業認定区分更替更定		
医薬品・医療部外品・医療機器	23,400	円	医薬品・医療部外品	23,400	円
			再生医療等製品	23,400	円
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	13,600+外国旅費	56①二・②	動物用医薬品・動物用医療部外品	23,200+外国旅費	56①二・②
			(動物用医療機器)	—	—
			動物用再生医療等製品	23,200+外国旅費	56②二・②
外国製造業認定区分追加認定			外国製造業認定区分追加認定		
動物用医薬品・動物用医療部外品・動物用医療機器	外国旅費	56③	動物用医薬品・動物用医療部外品	外国旅費	56③
			(動物用医療機器)	—	—
			動物用再生医療等製品	外国旅費	52③
製造販売承認			製造販売承認		
<医薬品>			<医薬品>		
①新規医薬品(新有効成分等)	533,800	円	①新規医薬品(新有効成分等)	533,800	円
②①の医薬品の規格違い等品目	147,700	円	②①の医薬品の規格違い等品目	147,700	円
③新規医薬品(新効能等)	343,600	円	③新規医薬品(新効能等)	343,600	円
④①の医薬品の規格違い等品目	100,300	円	④①の医薬品の規格違い等品目	100,300	円
⑤使用医薬用医薬品	28,100	円	⑤使用医薬用医薬品	28,100	円
⑥⑤の医薬品の規格違い等品目	28,100	円	⑥⑤の医薬品の規格違い等品目	28,100	円
⑦新規医薬品(スクワロ T C等)	202,200	円	⑦新規医薬品(スクワロ T C等)	202,200	円
⑧⑨の医薬品の規格違い等品目	202,200	円	⑧⑨の医薬品の規格違い等品目	202,200	円
⑩その他医薬品(一般用医薬品)	21,300	円	⑩その他医薬品(一般用医薬品)	21,300	円
⑪⑫の医薬品の規格違い等品目	21,300	円	⑪⑫の医薬品の規格違い等品目	21,300	円
⑬⑭の医薬品の規格違い等品目	528,800	円	⑬⑭の医薬品の規格違い等品目	528,800	円
⑮⑯の医薬品の規格違い等品目	248,900	円	⑮⑯の医薬品の規格違い等品目	248,900	円
⑰⑲の医薬品の規格違い等品目	21,300	円	⑰⑲の医薬品の規格違い等品目	21,300	円
⑳⑳の医薬品の規格違い等品目	23,500	円	⑳⑳の医薬品の規格違い等品目	23,500	円
①②体外診断用医薬品(複数項目検査)			①②体外診断用医薬品(複数項目検査)		
①②体外診断用医薬品(複数基準あり)	28,500	円	①②体外診断用医薬品(複数基準あり)	48,200	円
①②の他体外診断用医薬品	43,200	円	①②の他体外診断用医薬品(複数基準なし)	43,200	円
③新動物用医薬品	564,500+旅費	円	③新動物用医薬品(新有効成分)	564,500	円
④⑤その他の動物用医薬品	49,500+旅費	円	④⑤防除用医薬品(新有効成分)	202,200	円
⑥⑦動物用体外診断用医薬品	49,500+旅費	円	⑥⑦の他の動物用医薬品	21,400	円
<医療部外品>			<医療部外品>		
①医療部外品	21,400	円	①新規医療部外品(新有効成分)	21,400	円
			②新規医療部外品(新作用量)	21,400	円
			③新規医療部外品(新効能)	533,800	円
			④新規用医療部外品(新作用量)	202,200	円
			⑤新規用医療部外品(新効能)	21,400	円
			⑥その他の医療部外品	21,400	円
			⑦新規用医療部外品	21,400	円
			⑧新規用医療部外品(複数項目検査)	801,000+旅費	円
			⑨新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑩新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
			⑪新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑫新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
			⑬新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑭新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
			⑮新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑯新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
			⑰新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑱新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
			⑲新規用医療部外品(複数基準あり)	23,500	円
			⑳新規用医療部外品(複数基準なし)	23,500	円
<化粧品>			<化粧品>		
化粧品	21,400	円	化粧品	21,400	円
<医療機器>			<医療機器>		
①新特定高度管理医療機器	100,000	円	①新特定高度管理医療機器	100,000	円
②特定高度管理医療機器(臨床試験あり)	100,000	円	②特定高度管理医療機器(臨床試験あり)	100,000	円
③新診療機器	100,000	円	③新診療機器	100,000	円
④低度機器(臨床試験あり)	100,000	円	④低度機器(臨床試験あり)	100,000	円
⑤特定高度管理医療機器(審査基準あり)	33,300	円	⑤特定高度管理医療機器(審査基準あり)	33,300	円
⑥監視機器(審査基準なし)	33,300	円	⑥監視機器(審査基準なし)	33,300	円
⑦その他の特定高度管理医療機器	33,300	円	⑦その他の特定高度管理医療機器	33,300	円
⑧他の特定高度管理医療機器	33,300	円	⑧他の特定高度管理医療機器	33,300	円
⑨その他の医療機器	33,300	円	⑨その他の医療機器	33,300	円
⑩新規用医療機器	501,200+旅費	円	⑩新規用医療機器	528,400+旅費	円
⑪その他動物用医療機器	49,500+旅費	円	⑪その他動物用医療機器	88,200+旅費	円
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
	(100,000) (571-2-(1)-(4))		再生医療等製品	100,000	円
	(33,300) (571-2-(5)-(6))		再生医療等製品(器具・期間付承認製)	100,000	円
	(564,500+旅費) (571-1-(16)-(2))		再生医療等製品(原荷物)	33,300	円
	(49,500+旅費) (571-1-(17)-(2))		動物用再生医療等製品	601,000+旅費	円
			動物用再生医療等製品(別名)	88,200+旅費	円

項目	現行		項目	改正後		
	金額	条文		金額	条文	
節更正手順						
<医薬品>						
①の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(1)	①の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(1)	
②の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(2)	②の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(2)	
①・②の医薬品(希少疾患用以外)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(3)	①・②の医薬品(希少疾患用以外)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(3)	
①の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(4)	①の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(4)	
②の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(5)	②の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(5)	
①・②の医薬品(希少疾患用)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(6)	①・②の医薬品(希少疾患用)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(6)	
③の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(7)	③の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(7)	
④の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(8)	④の医薬品(希少疾患用以外)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(8)	
⑤・⑥の医薬品(希少疾患用以外)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(9)	⑤・⑥の医薬品(希少疾患用以外)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(9)	
③の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(10)	③の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(10)	
④の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(11)	④の医薬品(希少疾患用)(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(11)	
③・④の医薬品(希少疾患用)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(12)	③・④の医薬品(希少疾患用)(その他)	20,600	§ 7①ニイ(12)	
⑤の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(13)	⑤の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(13)	
⑥の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(14)	⑥の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(14)	
⑤・⑥の医薬品(効能等変更)(基準あり)	20,600	§ 7①ニイ(15)	⑤・⑥の医薬品(効能等変更)(基準あり)	20,600	§ 7①ニイ(15)	
⑤・⑥の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(16)	⑤・⑥の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(16)	
⑦の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(17)	⑦の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(17)	
⑧の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(18)	⑧の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(18)	
⑦・⑧の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(19)	⑦・⑧の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(19)	
⑨の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(20)	⑨の医薬品(効能等変更)	343,900	§ 7①ニイ(20)	
⑩の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(21)	⑩の医薬品(効能等変更)	100,300	§ 7①ニイ(21)	
⑪・⑫の医薬品(効能等変更)(基準あり)	20,600	§ 7①ニイ(22)	⑪・⑫の医薬品(効能等変更)(基準あり)	20,600	§ 7①ニイ(22)	
⑪・⑫の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(23)	⑪・⑫の医薬品(その他)	20,600	§ 7①ニイ(23)	
動物用医薬品	22,800+旅費	§ 7①ニイ(27)・②	動物用医薬品	22,700+旅費	§ 7①ニイ(25)・②	
<体外診断用医薬品>						
①の体外診断用医薬品	23,500	§ 7①ニイ(24)	①の体外診断用医薬品	23,500	§ 12①ニハ(1)	
②の体外診断用医薬品	23,500	§ 7①ニイ(25)	②の体外診断用医薬品	42,800	§ 12①ニハ(2)	
③の体外診断用医薬品	42,800	§ 7①ニイ(26)	③の体外診断用医薬品	42,800	§ 12①ニハ(3)	
動物用医薬品	22,800+旅費	§ 7①ニイ(27)・②	動物用医薬品	28,700+旅費	§ 12①ニハ(7)・③	
<医療機器>						
医療器具品	19,700	§ 7①ニロ(1)	医療器具品	19,700	§ 7①ニロ(1)	
防護用医療器具	12,600+旅費	§ 7①ニロ(2)・②	防護用医療器具	20,600	§ 7①ニロ(2)	
動物用医療器具品	19,700	§ 7①ニロ(3)	動物用医療器具品	14,700+旅費	§ 7①ニロ(3)・③	
<化粧品>						
化粧品	19,700	§ 7①ニハ(1)	化粧品	19,700	§ 7①ニハ(1)	
<医療機器>						
①の医療機器	35,000	§ 7①ニニ(1)	①の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(1)	
②の医療機器			②の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(2)	
③の医療機器			③の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(3)	
④の医療機器			④の医療機器	95,000	§ 12①ニイ(4)	
⑤の医療機器			⑤の医療機器	22,400	§ 12①ニイ(5)	
⑥の医療機器			⑥の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(6)	
⑦の医療機器			⑦の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(7)	
⑧の医療機器			⑧の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(8)	
⑨の医療機器			⑨の医療機器	28,400	§ 12①ニイ(9)	
動物用医療機器	22,800+旅費	§ 7①ニニ(4)	動物用医療機器	28,700+旅費	§ 12①ニイ(10)・②	
<再生医療等製品>						
(56,000)(§ 7①ニニ(1))	56,000	§ 22①ニイ	再生医療等製品(効能等変更)	56,000	§ 22①ニイ	
(28,400)(§ 7①ニニ(2)・③))	28,400	§ 22①ニ(2)	再生医療等製品(その他)	28,400	§ 22①ニ(2)	
(22,800+旅費)(§ 7①ニニ(27)・②)	22,800+旅費	§ 22①ニニ(2)	動物用再生医療等製品	28,700+旅費	§ 22①ニハ(2)・③	
承認試験						
医薬品	140,500	§ 7①-	医薬品	152,100	§ 7①-	
体外診断用医薬品	140,500	§ 7①-	体外診断用医薬品	152,100	§ 12①-	
医薬品(動物用試験)	1,195,200	§ 7④-	医薬品(動物用試験)	1,248,100	§ 7④-	
医薬品(サル用試験)	18,764,500	§ 7④三	医薬品(サル用試験)	19,288,600	§ 7④三	
GMP (GMS) 認定			GMP 認定			
動物用医薬品・動物用医療器具品・動物用医療機器	9,500+旅費	§ 8	動物用医薬品・動物用医療器具品	12,100+旅費	§ 8	
			G M S 認定			
			動物用医療機器・動物用体外診断用医薬品	12,100+旅費	§ 13	
			G T P 認定			
			動物用再生医療等製品	12,100+旅費	§ 23	
再審査			再審査			
<医薬品>						
医薬品	104,900	§ 8①ニイ	医薬品	104,900	§ 8①ニイ	
①・②の医薬品の規格違い等品目	74,900	§ 8①ニロ	①・②の医薬品の規格違い等品目	74,300	§ 8①ニロ	
動物用医薬品	249,400+旅費	§ 8①ニハ(1)・②	動物用医薬品	259,700+旅費	§ 8①ニハ(2)・③	
<医療機器>						
新規機器	82,400	§ 8①ニイ	—	—	—	
新規機器以外の医療機器	70,600	§ 8①ニロ	—	—	—	
動物用医療機器	218,400	§ 8①ニハ(1)・②	—	—	—	
<再生医療等製品>						
再生医療等製品			再生医療等製品	92,400	§ 24①ニイ	
			動物用再生医療等製品	269,700+旅費	§ 24①ニハ(2)・③	
使用成績評価						
<新規機器>						
医療機器			医療機器	92,400	§ 14①ニイ	
医療機器(知名社)			医療機器(知名社)	70,600	§ 14①ニロ	
動物用医療機器			動物用医療機器	223,400+旅費	§ 14①ニハ(1)・②	
<体外診断用医薬品>						
体外診断用医薬品			体外診断用医薬品	184,800	§ 14①ニイ	
動物用体外診断用医薬品			動物用体外診断用医薬品	259,700+旅費	§ 14①ニロ・②	

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
基準適合性認定			基準適合性認定		
医療機器・体外診断用医薬品	35,300	§ 10	医療機器・体外診断用医薬品	35,300	§ 15
修理業許可			修理業許可		
動物用医療機器	旅費	§ 11	動物用医療機器	旅費	§ 26
修理業許可更新			修理業許可更新		
医療機器	30,100	§ 19-	医療機器	30,100	§ 26-
動物用医療機器	7,300	§ 12二	動物用医療機器	8,600	§ 26二
修理業許可区分変更許可			修理業許可区分変更許可		
医療機器	30,100	§ 12〇 2 ①-	医療機器	30,100	§ 27〇 1-
動物用医療機器	18,700+旅費	§ 12〇 2 ②・③	動物用医療機器	18,300+旅費	§ 27〇 2・②
修理業許可区分追加許可			修理業許可区分追加許可		
動物用医療機器	旅費	§ 12〇 2 ④	動物用医療機器	旅費	§ 27〇 3
輸出用医薬品等GMP (QMS) 調査			輸出用医薬品等GMP (QMS, GTP) 調査		
動物用医薬品・動物用医療機器	7,200+旅費	§ 19	動物用医薬品・動物用医療機器等外品・動物用医食機能・動物用体外診断用医薬品・動物用再生医療等外品	9,200+旅費	§ 28
製造業許可証等交付			製造業許可証等・販路証換え交付		
医薬品、医療機器製造業許可証	21,300	§ 14-	医薬品製造業許可証	21,300	§ 28-
医療機器修理業許可証	21,300	§ 14-	医療機器修理業許可証	21,300	§ 28-
外国製造業認定証	19,700	§ 14二	医薬品等外品製造業認定証	19,700	§ 28二
			医療機器等外品製造業認定証	19,700	§ 28二
			再生医療等製品等外品製造業認定証	19,700	§ 28二
			動物用医薬品等製造業許可証	4,600	§ 28三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 28三
			動物用再生医療等製品製造業許可証	4,600	§ 28三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 28三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 28三
			動物用再生医療等製品後盒新規	4,600	§ 28三
			動物用医薬品等外品製造業認定証	3,100	§ 29〇2
			動物用医療機器等外品製造業認定証	3,100	§ 29〇2
			動物用再生医療等製品等外品製造業認定証	3,100	§ 29〇2
			動物用医療機器等製造業許可証	3,100	§ 29〇2
製造業許可証等交付			製造業許可証等交付		
医薬品、医療機器製造業許可証	21,300	§ 16-	医薬品製造業許可証	21,300	§ 30-
医療機器修理業許可証	21,300	§ 15-	医療機器等製品製造業許可証	21,300	§ 30-
外国製造業認定証	19,700	§ 15二	医療機器修理業許可証	21,300	§ 30-
			医薬品等外品製造業認定証	19,700	§ 30二
			医療機器等外品製造業許可証	19,700	§ 30二
			再生医療等製品等外品製造業認定証	19,700	§ 30二
			動物用医薬品等製造業許可証	4,600	§ 20三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 20三
			動物用再生医療等製品製造業許可証	4,600	§ 20三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 20三
			動物用再生医療等製品後盒新規	4,600	§ 20三
			動物用医療機器等製造業許可証	4,600	§ 20三
			動物用医療機器等製造業許可証	3,100	§ 20〇2
			動物用医療機器等製造業許可証	3,100	§ 20〇2
			動物用再生医療等製品等外品製造業認定証	3,100	§ 20〇2
			動物用医療機器等製造業許可証	3,100	§ 20〇2
			動物用医療機器等製造業許可証	3,100	§ 20〇2

医薬品等手数料一覧（機構）

グレーの部分が改正箇所（単位：円）

項目		改正後		
	金額	条文	金額	条文
製造業許可調査			製造業許可調査	
医薬品・医療機器（実地調査あり）	152,300	§ 16①一イ	医薬品（実地調査あり）	152,300
医薬品・医療機器（実地調査なし）	114,700	§ 16①一ロ	医薬品（実地調査なし）	114,700
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	152,300	§ 34①一イ
		再生医療等製品（実地調査なし）	114,700	§ 34①一ロ
製造業許可区分更迭等許可調査			製造業許可区分更迭等許可調査	
医薬品・医療機器（実地調査あり）	100,200	§ 16①ニイ	医薬品（実地調査あり）	100,200
医薬品・医療機器（実地調査なし）	56,900	§ 16①ニロ	医薬品（実地調査なし）	56,900
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	100,200	§ 34①ニイ
		再生医療等製品（実地調査なし）	56,900	§ 34①ニロ
製造業更迭許可調査			製造業更迭許可調査	
医薬品・医療機器（実地調査あり）	100,200	§ 16①ミイ	医薬品（実地調査あり）	100,200
医薬品・医療機器（実地調査なし）	56,900	§ 16①ミロ	医薬品（実地調査なし）	56,900
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	100,200	§ 34①ミイ
		再生医療等製品（実地調査なし）	56,900	§ 34①ミロ
外国製造業認定調査			外国製造業認定調査	
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査あり）	137,100 + 外国旅費	§ 16②一イ	医薬品・医療器具品（実地調査あり）	137,100 + 外国旅費
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査なし）	59,700	§ 16②一ロ	医薬品・医療器具品（実地調査なし）	59,700
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	137,100 + 外国旅費	§ 34②一イ
		再生医療等製品（実地調査なし）	59,700	§ 34②一ロ
外国製造業更迭認定調査			外国製造業更迭認定調査	
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費	§ 16②ニイ	医薬品・医療器具品（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査なし）	40,900	§ 16②ニロ	医薬品・医療器具品（実地調査なし）	40,900
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費	§ 34②ニイ
		再生医療等製品（実地調査なし）	40,900	§ 34②ニロ
外国製造業更迭認定調査			外国製造業更迭認定調査	
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費	§ 16②ミイ	医薬品・医療器具品（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費
医薬品・医療器具品・医療機器（実地調査なし）	40,900	§ 16②ミロ	医薬品・医療器具品（実地調査なし）	40,900
		（医療機器）		
		再生医療等製品（実地調査あり）	66,400 + 外国旅費	§ 34②ミイ
		再生医療等製品（実地調査なし）	40,900	§ 34②ミロ
製造販売承認調査			製造販売承認調査	
<医薬品>			<医薬品>	
①新医薬品（新有効成分等）（希少疾患以外）	23,786,100	§ 17①一イ(1)	①新医薬品（新有効成分等）（希少疾患以外）	23,786,100
②新医薬品（新有効成分等）（希少疾患）	19,934,100	§ 17①一イ(2)	②新医薬品（新有効成分等）（希少疾患）	19,934,100
③①の医薬品の規格違い等品目	2,464,000	§ 17①一イ(3)	③①の医薬品の規格違い等品目	2,464,000
④②の医薬品の規格違い等品目	2,061,500	§ 17①一イ(4)	④②の医薬品の規格違い等品目	2,061,500
⑤新医薬品（新効能等）（希少疾患以外）	11,351,100	§ 17①一イ(5)	⑤新医薬品（新効能等）（希少疾患以外）	11,351,100
⑥新医薬品（新効能等）（希少疾患）	9,345,700	§ 17①一イ(6)	⑥新医薬品（新効能等）（希少疾患）	9,345,700
⑦⑤の医薬品の規格違い等品目	1,174,300	§ 17①一イ(7)	⑦⑤の医薬品の規格違い等品目	1,174,300
⑧⑥の医薬品の規格違い等品目	1,004,100	§ 17①一イ(8)	⑧⑥の医薬品の規格違い等品目	1,004,100
⑨-1検査用医薬品	412,100	§ 17①一イ(9)	⑨-1検査用医薬品	618,200
⑩-2①-1の医薬品の規格違い等品目			⑩-2①-1の医薬品の規格違い等品目	§ 32①一イ(10)
⑪-1新医薬品（スイッチロット等）	1,291,600	§ 17①一イ(10)	⑪-1新医薬品（スイッチロット等）	1,291,600
⑫-2①-1の医薬品の規格違い等品目			⑫-2①-1の医薬品の規格違い等品目	§ 32①一イ(11)
⑬-1その他の医薬品（一般用医薬品）	110,300	§ 17①一イ(11)	⑬-1その他の医薬品（一般用医薬品）	110,300
⑭-1医薬品の規格違い等品目			⑭-1医薬品の規格違い等品目	§ 32①一イ(12)
⑮防除用医薬品（新有効成分）	23,788,100	§ 17①一イ(12)	⑯防除用医薬品（新用量等）	392,200
⑯防除用医薬品（新用量等）	11,353,100	§ 17①一イ(5)	⑰その他の防除用医薬品	85,500
⑰その他の防除用医薬品	110,300	§ 17①一イ(11)	⑱外診断用医薬品	
<体外診断用医薬品>			⑲外診断用医薬品（複数項目検査）	60,300
①体外診断用医薬品（複数項目検査）	60,300	§ 17①一イ(12)	⑳外診断用医薬品（複数項目）	2,147,500
②外診断用医薬品（新有効成分あり）			㉑外診断用医薬品（新規基準外品）	2,147,500
③外診断用医薬品（新規基準なし）			㉒外診断用医薬品（新規基準品）	392,200
④外診断用医薬品（検査基準あり）	282,000	§ 17①一イ(13)	㉓外診断用医薬品（検査基準外品）	85,500
⑤外診断用医薬品（臨床試験あり）	584,100	§ 17①一イ(14)	㉔外診断用医薬品（検査不適・臨床試験不適あり）	86,800
⑥外診断用医薬品（臨床試験なし）			㉕外診断用医薬品（検査不適・臨床試験不適なし）	86,800
<医薬部外品>			<医薬部外品>	
①新医薬部外品（新有効成分）			①新医薬部外品（新有効成分）	2,681,100
②新医薬部外品（新用量等）			②新医薬部外品（新用量等）	246,600
③防除用医薬部外品（新有効成分）	63,500	§ 17①一ロ	④防除用医薬部外品（新有効成分）	4,687,800
④防除用医薬部外品（新用量等）			⑤防除用医薬部外品（新用量等）	392,200
⑤その他の防除用医薬部外品			⑥その他の防除用医薬部外品	85,500
⑥その他の防除用医薬部外品			⑦その他の防除用医薬部外品	85,500
<化粧品>			<化粧品>	
化粧品	63,500	§ 17①一ハ	化粧品	63,500
<医療機器>			<医療機器>	
①新特定高度管理医療機器	8,706,500	§ 17①一ニ(1)	①新特定高度管理医療機器	10,881,700
②特定高度管理医療機器（臨床試験あり）	6,213,000	§ 17①一ニ(2)	②特定高度管理医療機器（臨床試験あり）	6,213,000
③新医療機器	6,213,000	§ 17①一ニ(3)	③新医療機器	7,786,200
④医療機器（臨床試験あり）	3,721,200	§ 17①一ニ(4)	④医療機器（臨床試験あり）	3,721,200
⑤特定高度管理医療機器（審査基準あり）	428,200	§ 17①一ニ(5)	⑤特定高度管理医療機器（審査基準あり）	428,200
⑥医療機器（審査基準あり）	344,100	§ 17①一ニ(6)	⑥医療機器（審査基準あり）	344,100
⑦その他特定高度管理医療機器	2,355,400	§ 17①一ニ(7)	⑦その他特定高度管理医療機器	2,355,400
⑧後免持特定高度管理医療機器	1,767,700	§ 17①一ニ(8)	⑧後免持特定高度管理医療機器	1,767,700
⑨その他医療機器	1,408,100	§ 17①一ニ(9)	⑨その他医療機器	1,409,900
<再生医療等製品>	(8,705,600)	(§ 17①一ニ(1))	<再生医療等製品>	
	(35,600)	(§ 17①一ホ)	再生医療等製品	10,881,700
<その他>			<その他>	
別名称	35,600	§ 17①一ホ	別名称	35,600
一筋更承認調査			一筋更承認調査	
<医薬品>			<医薬品>	
①の医薬品（効能等変更）			①の医薬品（効能等変更）	
⑤の医薬品（効能等変更）			⑤の医薬品（効能等変更）	
⑩-1の医薬品（効能等変更）	10,180,500	§ 17①ニイ(1)	⑩-1の医薬品（効能等変更）	10,180,500
⑪-1の医薬品（効能等変更）			⑪-1の医薬品（効能等変更）	§ 32①ニイ(1)

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
③の医薬品(効能等変更)			③の医薬品(効能等変更)		
⑦の医薬品(効能等変更)			⑦の医薬品(効能等変更)		
⑨~2の医薬品(効能等変更)	1,057,400	§ 17①ニイ(2)	⑩~2の医薬品(効能等変更)	1,057,400	§ 12①ニイ(2)
⑩~2の医薬品(効能等変更)			⑪~2の医薬品(効能等変更)		
⑪~2の医薬品(効能等変更)			⑫~2の医薬品(効能等変更)		
①・③の医薬品(その他)			①・③の医薬品(その他)		
⑤・⑦の医薬品(その他)	205,100	§ 17①ニイ(3)	⑤・⑦の医薬品(その他)	205,100	§ 12①ニイ(3)
⑨の医薬品(その他)			⑨の医薬品(その他)	207,700	§ 12①ニイ(3)
②の医薬品(効能等変更)			②の医薬品(効能等変更)		
⑩の医薬品(効能等変更)			⑩の医薬品(効能等変更)		
④の医薬品(効能等変更)	8,434,300	§ 17①ニイ(4)	④の医薬品(効能等変更)	8,434,300	§ 12①ニイ(4)
⑤の医薬品(効能等変更)			⑤の医薬品(効能等変更)		
⑥の医薬品(効能等変更)	875,600	§ 17①ニイ(5)	⑥の医薬品(効能等変更)	875,600	§ 12①ニイ(5)
⑦の医薬品(効能等変更)			⑦の医薬品(効能等変更)		
⑧の医薬品(その他)	132,700	§ 17①ニイ(6)	⑧の医薬品(その他)	132,700	§ 12①ニイ(6)
⑨・⑩の医薬品(その他)			⑨・⑩の医薬品(その他)		
⑪の医薬品(効能等変更)(基準あり)	35,600	§ 17①ニイ(7)	⑪の医薬品(効能等変更)(基準あり)	58,400	§ 12①ニイ(7)
⑫の医薬品(効能等変更)(基準あり)			⑫の医薬品(効能等変更)(基準あり)	35,600	§ 12①ニイ(10)
⑬の医薬品(その他)	56,400	§ 17①ニイ(8)	⑬の医薬品(その他)	56,400	§ 12①ニイ(9)
⑭の医薬品(その他)	35,600	§ 17①ニイ(9)	⑭の医薬品(その他)	48,400	§ 12①ニイ(11)
<体外診断用医薬品>			<体外診断用医薬品>		
①の体外診断用医薬品	31,800	§ 17①ニイ(10)	①の体外診断用医薬品	31,800	§ 12①二口(1)
②の体外診断用医薬品			②の体外診断用医薬品(臨床検査試験あり)	88,200	§ 12①二口(2)
③の体外診断用医薬品	143,500	§ 17①ニイ(11)	③の体外診断用医薬品(臨床検査試験なし)	88,600	§ 12①二口(3)
④の体外診断用医薬品	295,600		④の体外診断用医薬品	208,200	§ 12①二口(4)
体外診断用医薬品(製造所等のみ変更)			体外診断用医薬品(製造所等のみ変更)	148,600	§ 12①二口(5)
<医療器具>			<医療器具>		
医療器具品	35,600	§ 17①ニ口	医療器具品	35,600	§ 12①ニ口(1)
防衛用医療器具			防衛用医療器具	48,400	§ 12①ニ口(2)
<化粧品>			<化粧品>		
化粧品	35,600	§ 17①ニハ	化粧品	35,600	§ 12①ニハ
<医療機器>			<医療機器>		
①の医療機器	4,357,600	§ 17①ニニ(1)	①の医療機器	5,448,600	§ 12①ニイ(1)
②の医療機器	3,108,900	§ 17①ニニ(2)	②の医療機器	3,108,900	§ 12①ニイ(2)
③の医療機器	3,100,900	§ 17①ニニ(3)	③の医療機器	3,087,300	§ 12①ニイ(3)
④の医療機器	1,672,400	§ 17①ニニ(4)	④の医療機器	1,672,400	§ 12①ニイ(4)
⑤の医療機器	217,600	§ 17①ニニ(5)	⑤の医療機器	217,600	§ 12①ニイ(5)
⑥の医療機器	173,600	§ 17①ニニ(6)	⑥の医療機器	173,600	§ 12①ニイ(6)
⑦の医療機器	1,181,200	§ 17①ニニ(7)	⑦の医療機器	1,181,200	§ 12①ニイ(7)
⑧の医療機器	884,200	§ 17①ニニ(8)	⑧の医療機器	884,200	§ 12①ニイ(8)
⑨の医療機器	709,500	§ 17①ニニ(9)	⑨の医療機器	709,500	§ 12①ニイ(9)
医療機器(製造所等のみ変更)			医療機器(製造所等のみ変更)	143,500	§ 12①ニイ(10)
<再生医療等器具>			<再生医療等器具>		
(4,357,600)	(§ 17①ニニ(1))		再生医療等器具(効能等変更)	5,448,600	§ 12①ニイ
			再生医療等器具(その他)	1,181,200	§ 12①ニ口
審査請求(製造販売承認審査)			審査請求(製造販売承認審査)		
<医薬品>			<医薬品>		
①の医薬品	8,747,000	§ 17②一イ	①の医薬品	8,747,000 + 外国旅費	§ 12②一イ・③
②の医薬品	3,379,900	§ 17②一ロ	②の医薬品	3,379,900 + 外国旅費	§ 12②一ロ・③
③の医薬品	1,696,600	§ 17②一ハ	③の医薬品	1,696,600 + 外国旅費	§ 12②一ハ・③
④の医薬品	841,500	§ 17②二ニ	④の医薬品	841,500 + 外国旅費	§ 12②二ニ・③
⑤の医薬品	2,613,600	§ 17②一ホ	⑤の医薬品	2,533,600 + 外国旅費	§ 12②一ホ・③
⑥の医薬品	1,257,700	§ 17②一ト	⑥の医薬品	1,267,700 + 外国旅費	§ 12②一ト・③
⑦の医薬品	633,600	§ 17②一ヘ	⑦の医薬品	633,600 + 外国旅費	§ 12②一ヘ・③
⑧の医薬品	319,000	§ 17②一チ	⑧の医薬品	319,000 + 外国旅費	§ 12②一チ・③
⑨の医薬品	220,100	§ 17②一リ	⑨の医薬品	230,200 + 外国旅費	§ 12②一リ・③
⑩・⑪の医薬品			⑩・⑪の医薬品		
<医療機器>			<医療機器>		
①・③の医療機器	683,500	§ 17②一ヌ	①・③の医療機器	864,300 + 外国旅費	§ 12②一イ・③
②・④の医療機器			②・④の医療機器	683,500 + 外国旅費	§ 12②一ロ・③
⑤~⑨の医療機器	70,500	§ 17②一ル	⑤~⑨の医療機器	70,500 + 外国旅費	§ 12②一ハ・③
<再生医療等器具>			<再生医療等器具>		
(683,500)	(§ 17②一ヌ)		再生医療等器具	864,300 + 外国旅費	§ 12②一・③
(683,500)	(§ 17②一ヌ)		再生医療等器具(条件・期限付取扱)	864,300 + 外国旅費	§ 12②一・③
審査請求(一部変更承認審査)			審査請求(一部変更承認審査)		
<医薬品>			<医薬品>		
①の医薬品(効能等変更)			①の医薬品(効能等変更)		
⑤の医薬品(効能等変更)	2,533,600	§ 17②ニイ	⑤の医薬品(効能等変更)	2,533,600 + 外国旅費	§ 12②ニイ・③
⑩~1の医薬品(効能等変更)			⑩~1の医薬品(効能等変更)		
⑪~2の医薬品(効能等変更)			⑪~2の医薬品(効能等変更)		
⑫~2の医薬品(効能等変更)	633,600	§ 17②ニロ	⑫~2の医薬品(効能等変更)	633,600 + 外国旅費	§ 12②ニロ・③
⑬~2の医薬品(効能等変更)			⑬~2の医薬品(効能等変更)		
⑭~2の医薬品(効能等変更)	124,200	§ 17②ニハ	⑭~2の医薬品(効能等変更)	124,200 + 外国旅費	§ 12②ニハ・③
⑮~2の医薬品(その他)	124,200	§ 17②ニハ	⑮~2の医薬品(その他)	166,200 + 外国旅費	§ 12②ニト・③
⑯~1の医薬品			⑯~1の医薬品		
⑰~2の医薬品(効能等変更)	1,257,700	§ 17②ニニ	⑰~2の医薬品(効能等変更)	1,267,700 + 外国旅費	§ 12②ニニ・③
⑱~2の医薬品(効能等変更)			⑱~2の医薬品(効能等変更)		
⑲~2の医薬品(効能等変更)	319,000	§ 17②ニホ	⑲~2の医薬品(効能等変更)	319,000 + 外国旅費	§ 12②ニホ・③
⑳~2の医薬品(効能等変更)			⑳~2の医薬品(効能等変更)		
㉑~2の医薬品(その他)	112,900	§ 17②ニヘ	㉑~2の医薬品(その他)	112,900 + 外国旅費	§ 12②ニヘ・③
㉒~2の医薬品(その他)			㉒~2の医薬品(その他)		
<医療機器>			<医療機器>		
①~③の医療機器	683,500	§ 17②ニト	①~③の医療機器	864,300 + 外国旅費	§ 12②ニイ・③
②~④の医療機器			②~④の医療機器	683,500 + 外国旅費	§ 12②ニロ・③
⑤~⑨の医療機器	38,200	§ 17②ニチ	⑤~⑨の医療機器	38,200 + 外国旅費	§ 12②ニハ・③
医療機器(製造所等のみ変更)			医療機器(製造所等のみ変更)		
<再生医療等器具>			<再生医療等器具>		
(683,500)	(§ 17②ニト)		再生医療等器具(効能等変更)	864,300 + 外国旅費	§ 12②ニイ・③
(38,200)	(§ 17②ニチ)		再生医療等器具(その他)	38,200 + 外国旅費	§ 12②ニロ・③
G.L.P.開示			G.L.P.開示		
<医薬品>			<医薬品>		
国内施設	2,121,400	§ 17③一イ	国内施設	2,121,400	§ 12③一イ
国外施設	2,347,900 + 外国旅費	§ 17③一ロ	国外施設	2,347,900 + 外国旅費	§ 12③一ロ
<医療機器>			<医療機器>		
国内施設	2,121,400	§ 17③一イ	国内施設	2,121,400	§ 12③一イ
国外施設	2,347,900 + 外国旅費	§ 17③一ロ	国外施設	2,347,900 + 外国旅費	§ 12③一ロ

項目	取扱		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(2,121,400)	(§17③一イ)		国内施設	2,121,400	§32②一イ
(2,347,900) (+外國旅費)	(§17③一ロ)		外國施設	2,347,900 +外國旅費	§32②一ロ
G C P 調査 (無効品承認審査)			G C P 調査 (無効品承認審査)		
<医薬品>			<医薬品>		
①・②・⑤・⑥の医薬品 (国内施設)	2,801,000	§17③ニイ	①・②・⑤・⑥の医薬品 (国内施設)	2,801,000	§32②二イ(1)
①・②・⑤・⑥の医薬品 (外國施設)	3,096,000 +外國旅費	§17③ニロ	①・②・⑤・⑥の医薬品 (外國施設)	3,096,000 +外國旅費	§32②二イ(2)
③・④・⑦・⑨の医薬品 (国内施設)	741,400	§17③ニハ	③・④・⑦・⑨の医薬品 (国内施設)	741,400	§32②二イ(3)
③・④・⑦・⑨の医薬品 (外國施設)	773,300 +外國旅費	§17③ニニ	③・④・⑦・⑨の医薬品 (外國施設)	773,300 +外國旅費	§32②二イ(4)
⑩の医薬品 (国内施設)	663,600	§17③ニホ	⑩の医薬品 (国内施設)	663,600	§32②二イ(5)
⑩・⑪の医薬品 (国内施設)			⑩の医薬品 (外國施設)	977,400 +外國旅費	§32②二イ(6)
⑩・⑪の医薬品 (外國施設)			⑩・⑪の医薬品 (外國施設)		
<医療機器>			<医療機器>		
国内施設	653,400	§17③ニミ	国内施設	653,400	§32②ニイ
外國施設	844,700 +外國旅費	§17③ニロ	外國施設	844,700 +外國旅費	§32②ニロ
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
(653,400)	(§17③ニミ)		国内施設	653,400	§32②ニイ
(944,700) (+外國旅費)	(§17③ニロ)		外國施設	844,700 +外國旅費	§32②ニロ
<再生医療等製品>			<再生医療等製品>		
G P S P 調査			G P S P 調査		
			国内施設	629,600	§32②ニミ
			外國施設	976,100 +外國旅費	§32②ニロ
<医薬品>			<医薬品>		
G C P 調査 (一部医療用器具類)			G C P 調査 (一部医療用器具類)		
①・②・④・⑤の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)			①・②・④・⑤の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)	2,801,000	§32②ニロ(1)
①・②・④・⑤の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)			①・②・④・⑤の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)	3,096,000 +外國旅費	§32②ニロ(2)
③・④・⑦・⑨の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)			③・④・⑦・⑨の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)	741,400	§32②ニロ(3)
③・④・⑦・⑨の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)			③・④・⑦・⑨の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)	773,300 +外國旅費	§32②ニロ(4)
⑩～⑫の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)			⑩～⑫の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)		
⑩・⑪の医薬品 (その他) (国内施設)			⑩・⑪の医薬品 (その他) (国内施設)	663,600	§32②ニロ(5)
⑩・⑪の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)			⑩・⑪の医薬品 (筋肉等部位) (国内施設)		
⑩・⑪の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)			⑩・⑪の医薬品 (筋肉等部位) (外國施設)	977,400 +外國旅費	§32②ニロ(6)
G M P 調査 (承認審査・輸出用調査)			G M P 調査 (承認審査・輸出用調査)		
<製造所>			<製造所>		
生物学的製剤等 (国内製造所)	685,100	§17③一イ(1)・②	生物学的製剤等 (国内製造所)	685,100	§32②一イ(1)・②
生物学的製剤等 (外國製造所)	864,600 +外國旅費	§17③一イ(2)・②	生物学的製剤等 (外國製造所)	864,600 +外國旅費	§32②一イ(2)・②
新医薬品 (国内製造所)	760,000	§17③二ロ(1)・②	新医薬品 (国内製造所)	760,000	§32②二ロ(1)・②
新医薬品 (外國製造所)	860,200 +外國旅費	§17③二ロ(2)・②	新医薬品 (外國製造所)	860,200 +外國旅費	§32②二ロ(2)・②
滅菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	207,100	§17③一ハ(1)・②	滅菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	522,600	§32②一ハ(1)・②
滅菌医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	236,400 +外國旅費	§17③一ハ(2)・②	滅菌医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	658,300 +外國旅費	§32②一ハ(2)・②
その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	146,300	§17③二(1)・②	その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	878,500	§32②二(1)・②
その他の医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	159,900 +外國旅費	§17③二(2)・②	その他の医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	478,000 +外國旅費	§32②二(2)・②
<製造所 (包装等)>			<製造所 (包装等)>		
国内製造所	65,600	§17④ニイ・②	国内製造所	65,600	§32②ニイ・②
外國製造所	87,200 +外國旅費	§17④ニロ・②	外國製造所	87,200 +外國旅費	§32②ニロ・②
<試験検査施設>			<試験検査施設>		
国内施設	65,600	§17⑤一イ・②	国内施設	65,600	§32②一イ・②
外國施設	87,200 +外國旅費	§17⑤一ロ・②	外國施設	87,200 +外國旅費	§32②一ロ・②
G M P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)			G M P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)		
<製造所>			<製造所>		
生物学的製剤等 (国内製造所)	446,500	§17④三イ(1)・②	生物学的製剤等 (国内製造所)	446,500	§32②三イ(1)・②
生物学的製剤等 /追加品目 (国内製造所)	31,400		生物学的製剤等 /追加品目 (国内製造所)	31,400	
生物学的製剤等 (外國製造所)	570,100 +外國旅費		生物学的製剤等 (外國製造所)	570,100 +外國旅費	
生物学的製剤等 /追加品目 (外國製造所)	31,400		生物学的製剤等 /追加品目 (外國製造所)	31,400	
滅菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	380,900		滅菌医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	380,900	
滅菌医薬品・医薬部外品 /品目追加 (国内製造所)	12,800		滅菌医薬品・医薬部外品 /品目追加 (国内製造所)	12,800	
滅菌医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	493,800 +外國旅費		滅菌医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	483,800 +外國旅費	
滅菌医薬品・医薬部外品 /品目追加 (外國製造所)	12,800		滅菌医薬品・医薬部外品 /品目追加 (外國製造所)	12,800	
その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	346,100	§17④三ハ(1)・②	その他の医薬品・医薬部外品 (国内製造所)	346,100	§32②三ハ(1)・②
その他の医薬品・医薬部外品 /品目追加 (国内製造所)	8,900		その他の医薬品・医薬部外品 /品目追加 (国内製造所)	8,900	
その他の医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	421,100 +外國旅費	§17④三ハ(2)・②	その他の医薬品・医薬部外品 (外國製造所)	421,100 +外國旅費	§32②三ハ(2)・②
その他の医薬品・医薬部外品 /品目追加 (外國製造所)	8,900		その他の医薬品・医薬部外品 /品目追加 (外國製造所)	8,900	
<製造所 (包装等)>			<製造所 (包装等)>		
包装等製造所 (国内製造所)	265,900	§17④三二(1)・②	包装等製造所 (国内製造所)	265,900	§32②三二(1)・②
包装等製造所 /品目追加 (国内製造所)	6,900		包装等製造所 /品目追加 (国内製造所)	6,900	
包装等製造所 (外國製造所)	347,800 +外國旅費	§17④三二(2)・②	包装等製造所 (外國製造所)	347,800 +外國旅費	§32②三二(2)・②
包装等製造所 /品目追加 (外國製造所)	6,900		包装等製造所 /品目追加 (外國製造所)	6,900	
<試験検査施設>			<試験検査施設>		
国内施設	265,900		国内施設	265,900	
国内施設 /品目追加	6,900	§17⑤ニイ・②	国内施設 /品目追加	6,900	§32②ニイ・②
外國施設	347,800 +外國旅費	§17⑤ニロ・②	外國施設	347,800 +外國旅費	§32②ニロ・②
外國施設 /品目追加	6,900		外國施設 /品目追加	6,900	
<医療機器・休外診断用医薬品>			<医療機器・休外診断用医薬品>		
G M R 調査 平常前の額=△+閑室対応額等に係る手数料+専門分野別手数料+専門別手数料+外國旅費					
基準給食運行手数料			新規混合採用手数料	50,400	§32②一イ・ニイ・ミイ
<製造医薬品監督料>			<製造医薬品監督手数料>		
新規・新医療機器			新規・新医療機器	366,800	§32②一イ(2)
新規・クラスアフ			新規・クラスアフ	374,500	§32②一イ(3)
新規・生物由来製品			新規・生物由来製品	398,800	§32②一イ(1)
新規・その他			新規・その他	374,500	§32②一イ(4)
新規・休外診断用医薬品			新規・休外診断用医薬品	272,800	§32②一イ(5)
一度・クラスアフ			一度・クラスアフ	134,000	§32②二イ(2)
一度・生物由来製品			一度・生物由来製品	146,800	§32②二イ(1)
一度・その他			一度・その他	127,800	§32②二イ(3)
一度・休外診断用医薬品			一度・休外診断用医薬品	98,200	§32②二イ(4)
直新・クラスアフ			直新・クラスアフ	167,800	§32②三イ(2)
直新・生物由来製品			直新・生物由来製品	178,800	§32②三イ(1)
直新・その他			直新・その他	146,200	§32②三イ(3)
直新・休外診断用医薬品			直新・休外診断用医薬品	120,700	§32②三イ(4)
<新規>			<新規>		
販賣			販賣	86,100	§32②一ロ(1)
減産			減産	91,200	§32②一ロ(2)
創立等			創立等	104,100	§32②一ロ(2)
その他			その他	40,600	§32②一ロ(4)

項目	現行		項目	改正後	
	金額	条文		金額	条文
登録料			登録料	87,800	§ 33②一口(5)
<一資>			<一資>		
販賣			販賣	64,400	§ 33②二口(1)
減算			減算	76,800	§ 33②二口(2)
積立等			積立等	67,200	§ 33②二口(3)
その他			その他	76,800	§ 33②二口(4)
登録料			登録料	76,800	§ 33②二口(5)
<販賣>			<販賣>		
販賣			販賣	68,800	§ 33③三口(1)
積立等			積立等	68,100	§ 33③三口(2)
その他			その他	67,400	§ 33③三口(3)
登録料			登録料	76,800	§ 33③三口(4)
<オプション>			<オプション>		
マイクロ			マイクロ	47,800	§ 33①
ナノ材料			ナノ材料	47,500	§ 33①
その他			その他	47,800	§ 33①
<実場面変更費>			<実場面変更費>		
国内			国内	212,400	§ 33⑦
海外			海外	179,500 + 外國旅費	§ 33⑦
<再生医療等用品>			<再生医療等用品>		
G C T P 調査 (承認審査・輸出用調査)			G C T P 調査 (承認審査・輸出用調査)		
<製造所>			<製造所>		
国内製造所	(760,800)	(§ 17②一口(1)・②)	国内製造所	760,800	§ 33⑥一イ・①
外國製造所	(860,200) (+外國旅費)	(§ 17②一口(2)・③)	外國製造所	860,200 + 外國旅費	§ 33⑥一口・②
<製造所(包装等)>			<製造所(包装等)>		
国内製造所	(65,800)	(§ 17②ニイ・②)	国内製造所	65,800	§ 33⑥ニイ・②
外國製造所	(67,200) (+外國旅費)	(§ 17②二口・⑤)	外國製造所	67,200 + 外國旅費	§ 33⑥二口・②
<試験検査旅費>			<試験検査旅費>		
国内施設	(65,800)	(§ 17②一イ・②)	国内施設	65,800	§ 33⑥一イ・②
外國施設	(67,200) (+外國旅費)	(§ 17②一口・③)	外國施設	67,200 + 外國旅費	§ 33⑥一口・②
G C T P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)			G C T P 調査 (更新調査・輸出用更新調査)		
<製造所>			<製造所>		
国内製造所	(448,500)	(§ 17③三イ(1)・②)	国内製造所	448,500	§ 33⑥三イ(1)・②
国内製造所／品目追加	(81,400)	(§ 17③三イ(1)・②)	国内製造所／品目追加	81,400	§ 33⑥三イ(1)・②
外國製造所	(670,100) (+外國旅費)	(§ 17③三イ(2)・③)	外國製造所	670,100 + 外國旅費	§ 33⑥三イ(2)・②
外國製造所／品目追加	(81,400)	(§ 17③三イ(2)・③)	外國製造所／品目追加	81,400	§ 33⑥三イ(2)・②
<製造所(包装等)>			<製造所(包装等)>		
国内製造所	(265,800)	(§ 17③三ニ(1)・②)	国内製造所	265,800	§ 33⑥三ニ(1)・②
国内施設／品目追加	(6,800)	(§ 17③三ニ(1)・②)	国内施設／品目追加	6,800	§ 33⑥三ニ(1)・②
外國製造所	(347,800) (+外國旅費)	(§ 17③三ニ(2)・③)	外國製造所	347,800 + 外國旅費	§ 33⑥三ニ(2)・②
国内施設／品目追加	(6,800)	(§ 17③三ニ(2)・③)	国内施設／品目追加	6,800	§ 33⑥三ニ(2)・②
<試験検査施設>			<試験検査施設>		
国内施設	(265,800)	(§ 17③ニイ・②)	国内施設	265,800	§ 33⑥ニイ・②
国内施設／品目追加	(6,800)	(§ 17③ニイ・②)	国内施設／品目追加	6,800	§ 33⑥ニイ・②
外國施設	(347,800) (+外國旅費)	(§ 17③ニ口・③)	外國施設	347,800 + 外國旅費	§ 33⑥ニ口・②
外國施設／品目追加	(6,800)	(§ 17③ニ口・③)	外國施設／品目追加	6,800	§ 33⑥ニ口・②
<医薬品>			<医薬品>		
再審査(確認)			再審査(確認)		
医薬品	806,600	§ 17③一イ	医薬品	806,600	§ 33②
①・③の医薬品の規格違い等品目	271,500	§ 17③一口	①・③の医薬品の規格違い等品目	271,500	§ 33②二
再審査(書面調査)			再審査(書面調査)		
医薬品	2,750,100	§ 17③一イ	医薬品	2,750,100 + 外國旅費	§ 32③一イ・①
①・③の医薬品の規格違い等品目	917,600	§ 17③一口	①・③の医薬品の規格違い等品目	917,600 + 外國旅費	§ 32③一ロ・①
再審査(G L P 調査)			再審査(G L P 調査)		
国内施設	2,121,400	§ 17③ニイ(1)	国内施設	2,121,400	§ 32③ニイ(1)
外國施設	2,347,800 + 外國旅費	§ 17③ニイ(2)	外國施設	2,347,800 + 外國旅費	§ 32③ニイ(2)・①
再審査(G P S P 調査)			再審査(G P S P 調査)		
医薬品(国内施設)	2,256,000	§ 17③ニロ(1)	医薬品(国内施設)	2,256,000	§ 32③ニロ(1)
医薬品(外國施設)	2,478,500 + 外國旅費	§ 17③ニロ(2)	医薬品(外國施設)	2,478,500 + 外國旅費	§ 32③ニロ(2)・①
①・③の医薬品の規格違い等品目(国内施設)	774,100	§ 17③ニロ(3)	①・③の医薬品の規格違い等品目(国内施設)	774,100	§ 32③ニロ(3)
①・③の医薬品の規格違い等品目(外國施設)	794,400 + 外國旅費	§ 17③ニロ(4)	①・③の医薬品の規格違い等品目(外國施設)	794,400 + 外國旅費	§ 32③ニロ(4)・①
<臨床機器・体外診断用医療品>			<臨床機器・体外診断用医療品>		
使用成績評価(確認)			使用成績評価(確認)		
臨床機器			臨床機器	502,600	§ 33②一
臨床機器(別名称)			臨床機器(別名称)	35,600	§ 33②一ロ
体外診断用医療品			体外診断用医療品	502,600	§ 33②二
使用成績評価(書面調査)			使用成績評価(書面調査)		
臨床機器			臨床機器	642,400 + 外國旅費	§ 33②一・④
体外診断用医療品			体外診断用医療品	642,400 + 外國旅費	§ 33②一・④
使用成績評価(G L P 調査)			使用成績評価(G L P 調査)		
国内施設			国内施設	2,121,400	§ 33②ニイ(1)
外國施設			外國施設	2,347,800 + 外國旅費	§ 33②ニイ(2)・①
使用成績評価(G P S P 調査)			使用成績評価(G P S P 調査)		
医療機器(国内施設)			医療機器(国内施設)	628,200	§ 33②二口(1)
医療機器(外國施設)			医療機器(外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33②二口(2)・①
体外診断用医療品(国内施設)			体外診断用医療品(国内施設)	628,200	§ 33②二口(1)
体外診断用医療品(外國施設)			体外診断用医療品(外國施設)	976,100 + 外國旅費	§ 33②二口(2)・①
基準適合評価え交付・再交付			基準適合評価え交付・再交付		
医療機器・体外診断用医療品			医療機器・体外診断用医療品	11,000	§ 33②
<再生医療等用品>			<再生医療等用品>		
再審査(確認)			再審査(確認)		
再生医療等用品			再生医療等用品	804,400	§ 33③
再審査(書面調査)			再審査(書面調査)		
(842,400)	(§ 17③一ハ)		再生医療等用品	842,400 + 外國旅費	§ 33③一・①
再審査(G L P 調査)			再審査(G L P 調査)		
(2,121,400)	(§ 17③ニイ(1))		国内施設	2,121,400	§ 33③ニイ(1)
(2,347,800) (+外國旅費)	(§ 17③ニイ(2))		外國施設	2,347,800 + 外國旅費	§ 33③ニイ(2)・①
再審査(G P S P 調査)			再審査(G P S P 調査)		
(828,200)	(§ 17③ニロ(5))		国内施設	828,200	§ 33③ニロ(1)
(976,100) (+外國旅費)	(§ 17③ニロ(6))		外國施設	976,100 + 外國旅費	§ 33③ニロ(2)・①